令和８年度庄内町くるま座トーク実施要項

１ 目　　　的	町民の主体的、自主的な参画によるまちづくりや学習要求に応えるため、町民等が自ら企画し開催する座談会や研修会に町職員等を派遣するくるま座トークを行うことにより、町民と行政の協働によるまちづくりを推進することを目的とする。
２ 対　　　象	町内に在住、在職又は在学する５人以上の者で構成された団体、グループ、サークル等（以下「団体等」という。）とする。
３ 時間及び日程	くるま座トークの開催時間は、年末年始の休日を除く日の午前９時から午後９時までのうち２時間以内とする。日程等については、開催を希望する団体等と協議して決定する。
４ 会　場　等	くるま座トークの開催会場は町内に限るものとし、会場の確保、準備及び進行は開催する団体等が行うものとする。
５ 申　込　み	くるま座トークの開催を希望する団体等の代表者(以下「申込者」という。)は、開催しようとする日の２０日前までに、くるま座トーク申込書（様式第１号）を町長に提出するものとする。
６ 派遣の決定	町長は、くるま座トーク申込書を受理したときは、町職員等の派遣の可否を決定し、くるま座トーク決定通知書（様式第２号）により申込者に通知するものとする。
７ 変　更　等	くるま座トーク決定通知を受けた申込者は、申込内容に変更があったとき、又は申し込みを取り消すときは、速やかにその旨を町長に連絡しなければならない。
８ 費　用　等	町職員等の派遣は無料とする。ただし、会場使用料や材料費その他くるま座トークに要する費用については、開催する団体等の負担とする。
９ 事　務　局	くるま座トークに関する庶務は、企画情報課情報発信係が行うものとする。
10 そ　の　他	この要項に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。